

《史料紹介》 専修学校 学則沿革 (一)

翻刻・解説 瀬戸口 龍一

(大学史資料課)

はじめに

ここでは史料紹介として専修学校(専修大学の前身)の学則を年代の古いものから順に紹介していくことが残念ながら本学において専修学校開学以降に規定、または改定されたすべての学則が確認できたわけではない。そこで、現在確認できる学則を紹介していくとともに、ここに掲げた学則以外専修学校の学則についての情報をご存知の方がいらっしゃれば、ご教授をいただければ幸いである。

『広辞苑』(第三版)によると学則とは「学校の、組織編制・教育課程・管理事項などを定めた規則」とある。また、現在(専修学校教育法施行規則(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)第四條第一項では学則には次の事項を記載することを定めている。

① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日(以下「休業日」という)に関する事項

② 部科及び課程の組織に関する事項

③ 教育課程及び授業日時数に関する事項

④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項

⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

⑦ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

⑧ 賞罰に関する事項

⑨ 寄宿舎に関する事項

この記載内容からわかるように学則には、その学校を知る上で大切な多くの情報が記載されており、大学史にとって学則が非常に重要な史料であることは論を俟たないであろう。また、学則の変遷を追うことは、その学校の変遷を見ることであり、その学則が規定、または改定された時期に大学が何を考え、何をしようとしていたかを考えることができる。もちろん、学則の歴史Ⅱ学校の歴史ではない。学則だけではその大学に学ぶ学生の姿を見ることはできないなど、いくつかの課題はあるにせよ、学則から大学の一端を見ることは可能であろう。

先に挙げた学則の九つの記載事項の条件は昭和二十二年(一九四

七)五月に定められたものであるが、それ以前、例えば明治期や大正期の学則もほとんどこれに沿った形で書かれている。これは、明治五年(一八七二)の学制公布以来、政府は私立学校に対して勝手な開学を許可せず、必ず届出の書類を提出させ、その書類にはその学校の概要がわかるような記載事項を定めていたため、戦前の学則であっても、現在の学則とほぼ変わることなく、その学校の情報を十分に得ることができる。

今回、紹介する本学の学則は、本学開学の明治十三年(一八八〇)時のものから、現在の通信教育の前身ともいえる校外員制度を本学が設けた明治二十年(一八八七)までに規定・改定された学則の中から管見することのできる六つの学則を掲げた。次に、各史料の簡単な書誌情報および解説を記すこととする。

1. (史料1) について

厳密に言えばこの史料1は学則と呼ぶことはできないかもしれない。しかし、明治十三年八月、東京府知事・松田道之に宛てて出された「私立学校開業上申」は本学の出发点であり創立者たちがどのような学校を目指していたかを示すための重要な史料である。

原本は東京都公文書館が所蔵している「開学明細調」(全六冊)に収録されている。この「開学明細書」には八百九十八校もの私立・私塾の開業届が記載されているため、本学のみならず多くの私立学校が自らの学校の始まりや当時の学校内容を知るための貴重な史料

として取り上げられることの多い史料である。では、この「開学明細書」に収められている開業届にはどのような事項を記載する必要があったのかは、次の史料が示すとおりである。

私学開業之義、是迄出願候処、今般教育令御発行相成候ニ付テハ、爾来上申書ニテ御聞置可相成筈ニ付、左之目ヲ記載上申候様致度、奥印申出之際、認方粗漏之向有之候ハ、右ニ準シ相認候様御示有之度、此段及御通達候也

私立学校開業ノ際上申概目

一校名及位置 一教則 学科 大学、中学、小学、文学専門、医学専門、法学専門、農学専門、数学専門等ノ類

教科書 生徒在学期限 生徒等級 一日授業時間 授業料有無

及金額 生徒試験ノ期限

これは明治十二年(一八七九)九月に公布された教育令を受けて、同年十一月に東京府学務課が郡区役所へ出した通達書である。

これによると開業上申には教則、学科、教科書や在学年数、授業時間などを明記することが定められており現存の学則規定とほぼ変わらないことがわかる。この開業上申書はその学校の概要をよくあらわす史料であると言いうことができよう。

明治十三年九月十六日に行われた本学の開校式に先立つ、明治十三年八月に出された「私立学校開業上申」を本学最初の学則として取り上げたのはこのような理由からである。

史料の内容については書かれてある通りであるが、用語について一点だけ補足しておく。史料中に「生徒等級」とあるが、明治五年

の学制公布により等級制というシステムが取り入れられた。これは学校のカリキュラムを何段階かの等級に区分して、これを一定の時間をかけて順序に従って学習していくというシステムである。この時期学 校は八等級ながらも在学期間四年、つまり半年間に一回、試験を受けて等級を上げていくというシステムであるが、本学においては在学期間は二年、そして史料2に「毎一年ヲ一級トス」とあることから、ここにある「一科に付二級」とは一年目の終わりに進級試験を行い、二年目に卒業試験を行うという意味である。

2. (史料2) について

この史料は専修学校が明治十六年（一八八三）七月に刊行した『専修学校一覽』から学則に相当する部分を抜き出したものである。『専修学校一覽』は「創立趣旨」「沿革略」「規則」「教旨」「教則」「入校退校」「学費」「雑費員」「卒業生徒」を記した小冊子で毎年、最新の情報を取り入れて刊行され、学生や関係者に配布されたものと思われる。この明治十六年七月刊行のものは、現在のところ管見できるなかでは最も古い『専修学校一覽』であり、原本は國學院大學図書館所蔵梧陰文庫に収められている。

梧陰文庫は明治時代の官僚・政治家で、明治憲法制定や教育制度の確立に尽力した井上毅（一八四四―一九五、号梧陰）が、自らの政策立案のために収集・活用した執務参考資料を、生前に自身の手によって図書・文書記録類などに分類・整理したものであるが、『専

修学校一覽』の入手経路ほかについてはよくわからない。

この史料2と史料1を比較すると次のようなことが判明する。修業年限は二年と三年に延長されたこと、各科および各学年の詳しい授業科目内容を知ることができること、入学試験が実施されていたことなどである。

本学は開学当初、入学資格や年齢などは問わず、希望者は自由に入学でき、さらに入学試験も行わなかったようである。しかし、この史料からは入学試験に合格した学生以外にも、入学試験を受けずに自由に聴講できる制度を設け、そのような学生を「員外生」（または「別員生」と呼んでいたことがわかる。

本学が所蔵する「自明治十六年六月
至明治十九年七月試験成績表」からは明治十六年六月時には経済別員生七名、法律別員生三十七名の名前を見ることができ、員外生でも成績優秀者は本員生となることができた。このことから専修学校には員外生として通っていた学生も相当数いたと思われる。

3. (史料3) について

この史料も史料1と同じく、原本は東京都公文書館に所蔵されている『各種学校書類』から専修学校の部分を抜き出したものである。『各種学校書類』は明治十六年十月と十二月に塾や私立学校が東京府に宛てて出した願書などを東京府学務課が綴った史料で、本学の「開申書」は明治十五年（一八八二）四月二十五日に東京府知事・

松田道之から出された左の布達を受け、明治十六年十月二十六日に東京府に提出された。

甲第五拾号

町村立 私立学校、幼稚園、書籍館設置廃止規則左之通相定候条、此旨布達候事

但、従来設置之分ハ本文規則第一章中第二条第三条第四条、第二章中第八条第九条第十條ノ事項ヲ具シ、更ニ開申スヘシこの布達にある「更ニ開申スヘシ」の文言を受け、東京府に提出されたのがこの史料3である。また、布達中にある第二章第八条を詳しく見ると私立学校に対して「開申書」には次のような項目を記載することを挙げている。

設置ノ目的 名称及位置 学科課程及教科用書器械 学期授業
時限及日限 試案及休日 休学退学及寄宿舎規則 生徒定員及
入学生徒ノ学力 生徒訓戒 生徒授業料 敷地及建物 経費収
支概算

史料3はこの項目をすべて満たした開申書となっており、史料1よりもさらに専修学校の詳しい概要を知ることができる。

史料1および2の時期から変更した点をあげると校舎が木挽町から中猿楽町に移転したこと、授業時間を変更したこと、そして教員の俸給が無給であったことがあげられる。

解説の最後のところに、参考にあげた表は明治十五年から十八年にかけて東京府に提出した五大法律学校の「設置願」や「開申書」

を基に作成した表である。五大法律学校とは正式な名称ではないが、明治十九年（一八八六）に帝国大学（現東京大学）総長管轄下に組み込まれた私立法律学校の五校（専修学校、東京法学校、明治法学校、東京専門学校、英吉利法律学校）を指す。この点については史料5の解説で述べるが、当時の専修学校が他の私立学校と比較してどのような学校であったかを今後は考えていく必要があるだろう。

4. (史料4) について

本史料は原本は不明ながら、複写本のみが本学に残っている明治十八年（一八八五）三月に刊行された『専修学校一覽』から史料2と同じく学則にあたる部分のみを抜き出したものである。『専修学校一覽』の内容自体は史料3と同様の構成をとっている。巻頭の「創立趣旨」以外は文言内容が一部変更され、明治十六年七月以降の沿革や卒業生が補足され教員は改正箇所を見ることができ、学則に関しては史料2と比較した場合、改正された箇所はなく、教員のみ改正が見られるため、ここでは学則部分は省略して、教員部分のみを掲載した。

5. (史料5) について

東京大学法学部所蔵の明治新聞雑誌文庫に収められている『専修大学法律学講義筆記』第一年度第十七号、二十二号（明治二十年五

月二日（六月六日刊）の巻末に分割して連載された『専修学校一覽』より抜き出したのが本史料である。

この史料5はこれまでの学則からいくつかの改訂がなされている。その中から何点が挙げていくと、まずは授業期間の変更がなされた。九月開始、前期後期の二期制はこれまでと同様であるが、後期の開始が二月から一月になった。他にも授業科目の改訂像か、入学試験の改訂もなされた買外生にも課程を修了したもののうち希望者には卒業証書を授与し、さらには正規の学生と同じく校友となることが認められた。また授業料が一円から八十銭に値下げされたというようにわかる。

このような改訂の一つの要因として明治十九年八月、文部省が制定した「私立法律学校特別監督條規」（以後、「條規」と略す）の影響を挙げることができよう。以下、この史料を考える上で重要な問題である私立法律学校特別監督制度について述べていく。

この制度は発足間もない帝国大学法科大学に対して文部省が、東京府下の私立法律学校の入学資格や学科課程、さらには修業年限などを監督する権限を与えたものである。私立法律学校側のメリットとしては、これによって自校の成績優秀な卒業生を判事登用することができるといふ点や徴兵猶予などが挙げられ、そのために私立法律学校は帝国大学の管理下におかれ、さまざまな制約を受けるというデメリットも背負うこととなった。

先に挙げたこの時期の期定、つまり授業科目の変更や入学

資格者の要件変更、入試科目の変更などもこの側面に沿う形で行われたと考えて良いだろう。ただしこの制度はあくまでも私立法律学校に対して適用された制度であり、本学において法律科はこれにあたるが、経済科には適用されなかったことは言うまでもない。

なお、この「條規」によって当初、帝国大学総長の監督下におかれた私立法律学校名をあげると本学のほか、明治法律学校（明治大学の前身）、東京専門学校（早稲田大学の前身）、東京法学校（法政大学の前身）、英吉利法律学校（中央大学の前身）の五校であり、先に挙げた五大法律学校の俗称はここからとられたものであろう。

6.（史料6）について

本学が所蔵する明治二十年九月に刊行された『専修学校一覽』より学則にあたる部分を抜き出したのが史料6である。この『専修学校一覽』とこれまでの『専修学校一覽』の違いは、巻頭の「創立趣旨の 後に史料5で取り上げた「私立法律学校特別監督條規」が記載されていること、巻末に「校外員規則」が記載されていることが挙げられる。本史料では「私立法律学校特別監督條規」は史料5にあるものと同文のため省略した。その他、史料5との違いは授業内容の改正があるが、ここでは校外員（校外生）制度について見てみることにする。

「校外員規則」については史料5の基になっている『専修学校一覽』にも記載されているが、第一條から七條の部分が欠本のため史

料5では省略した。すなわち明治二十年一月に分割連載が始まった『専修学校一覽』が「校外員規則」を記載した最初のものであることを先におことわりしておく。

さて、専修学校がこの制度を設けたのは前述の通り明治二十年一月のことである。その目的としては遠隔の地方に暮らす人々や仕事があるために通学できない人々に対して専修学校の講師が行った講義を筆記・印刷したものを頒布することにより、教育を行うことである。現在でいう通信教育のはしりとも言える。この際に頒布されたのが「講義録」と呼ばれるもので、史料5の『専修大学法律学講義筆記』がそれにあたる。郵便制度、そして印刷技術の発達がこのような形態の教育を可能にしたことは言うまでもない。

当時の私立専門学校において、このような校外生制度を一番早く導入したのは英吉利法律学校であった同校の創立は明治十八年七月であるが、同年九月には早くも講義録が刊行されている。その後法政、早稲田、明治専修といった五大法律学校像か、哲学館(東洋大学の前身)、日本法律学校(日本大学の前身)、関西でも関西法律学校(関西大学の前身)、京都法政学校(立命館大学の前身)などが講義録を発行していたことを考えると、この時期、多くの学校がこの「校外員制度」(学校によって名称に違いがある)を採用していたことがわかる。

当時の本学の校外員制度の様子について左のような報告がなされている。

本校ノ講義筆記ハ昨二十年一月、始メテ発兌スル所ノモノニシテ、此事業タル既ニ他校ノ後鞭ニ属スルヲ以テ創業ノ際ハ多少憂慮ス所ナキニアラサリシト雖トモ、幸ニ世間ノ評ヲ得テ、初刊以来校外員ノ申込続々トシテ絶ヘス、実ニ意外ノ好結果ヲ得タリ、昨年十二月三十一日ノ調査ニ從ヘハ、現在ノ校外員數ハ法律・經濟ニ科合セテ、式千四百三十一人アリ、亦驚クヘキノ數ト謂フヘシ(『専修学校同窓会報告 第一号』)

これによると、校外員制度は他校ではすでに始まっていたため、その導入については憂慮がなされていたことや、意外の好結果で校外生の申し込みが多く、明治二十年十二月三十一日現在、その生徒数は二千四百三十一人にものぼっていたことがわかる。

また、その講義筆記の状況についても左のような報告がなされている。

本校講義録ハ、講師諸君ノ勉勵ト、筆記者其任ニ適スルトニ因リ、文意流暢容易ニ法理ヲ了解シ得ルヲ以テ、漸次盛大ニ赴キ、続々校外員ノ申込アリ、現今法律・經濟ノ兩科ヲ合セテ、式千七百老人アリ、実ニ盛況ト云フベシ

『専修学校同窓会報告 第二回』

このように時期は隆を極めた校外員制度であるが、この制度からも早く撤退したのは本学であった。明治二十四年(一八九一)には法律科自体の募集を停止し、理財(經濟)科のみが講義録を刊行し続けたが、その後は校外員制度を止め、誰もが自由に購

入する形とした。つまり、通信教育のための教科書というよりも雑誌のような形態としたのである。明治二十八年（一八九五）に『理財科講義』百六十六冊を完結させ、その後、本学では講義録を発行することはなかった。

(表)

専修学校 (専修大学)	東京法学校 (法政大学)	明治法律学校 (明治大学)	東京専門学校 (早稲田大学)	英吉利法律学校 (中央大学)	学校名
邦語にて経済学・法律学を教授するため	法律科を教授するため	法律・経済の二学科を教授するため	政治経済学科、法律学科および物理学科を目的とし、傍ら英語学科を設置	邦語にて英吉利法律学を教授するため	設置の目的
三年	三年	三年	三年	三年	修業 期間
二時間	午後二時三十分より二時間	一日三時間 但し二時間 授業もあり	一日六時間	午後三時～ 八時	授業時間
十八才以上	明記せず	男子十六才 以上	和漢の学に通じる者	男子十八才 以上 小学校全科 卒業以上	入学者要件
五百	百五十	五百	三百	五百	生徒数
有	有	有	有	無	寄 宿 舎
無給	無給	明記 せず	一定 せず	明記 せず	教 員 俸 給
一科のみ月謝一円 二科兼修月謝一円五十銭	入学金一円 月謝六十銭 寄宿生のみ塾費二十五銭	授業料なし 但し校費として入塾生一円 30銭、通学生一円十銭	月謝一円	入学金一円 月謝一円	授業料
明治十六年 十月	明治十五年 十月	明治十六年 三月	明治十五年 九月	明治十八年 七月	提出日

【参考文献】

- ・文部省編『学制百年史』(帝国地方行政学会、一九七二)
- ・専修大学編『専修大学百年史』上下巻
(専修大学出版局、一九八二)
- ・斉藤泰雄「留年・中途退学問題の取り組み―日本の歴史的経験―」
『国際教育協力論集』第六巻第一号、二〇〇三
- ・藤原政行「特別監督学校の制度と私立法律学校」
『日本大学教育制度研究所紀要』第二十号、一九八九
- ・藤原政行「官僚養成制度と私立法律学校への統制 について」
『教育学雑誌』第二十八号、一九九四
- ・松崎彰「私立法律学校特別監督条規と英吉利法律学校(一)」
『中央大学史紀要』第九号、一九九八
- ・『研究報告 第六十七号』
近代化過程における遠隔教育の初期的形態に関する研究』
(放送教育開発センター、一九九四)
- ・東京都編『都市紀要十 東京の大学』(東京都、一九六三)

【凡例】

翻刻に際しては、仮名づかいは清濁もふくめ、原則として原本の通りとした。また、振り仮名も原本の通りとした。ただし、次の点は改めている。

- ・翻刻に際して漢字は常用漢字を用い、変体仮名、合字は通行の字体に改めた。(例) ↓ ↓ コト、片 ↓ トキ
- ・踊字は原本どおりとし、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」、二字以上は「く」に統一した。
- ・適宜、句読点、並列点を補った。

(史料1) 明治十三年八月

私立学校開業上申

一、位置 京橋区木挽町二丁目十四番地

一、校名 専修学校

一、教員 相馬永胤 金子堅太郎 津田純一 高橋一勝

目賀田種太郎 山下雄太郎 田尻稻次郎 駒井重格

学科 経済学 法律学専門

一、教科 口授

一、生徒在学期限 二ヶ年

一、生徒等級 一科ニ付二級

一、一日授業時間 一時半

一、授業料 一ヶ月金二円、但シ二科兼修ノ者ハ金二円五十銭

一、生徒試験ノ期限 毎期ノ終リ小試験ヲ行ナヒ、卒業ノ節大試

験ヲ行ナフ

右之通、開業仕度候間、此段上申仕候也

明治十三年八月

滋賀県士族

相馬永胤 ㊟

京橋区南紺屋町十一番地

福岡県士族

金子堅太郎 ㊟

麴町区中六番丁卅七番地

大分県士族

津田純一 ㊟

芝区三田四丁目卅番地

埼玉県士族

高橋一勝 ㊟

神田区錦町一丁目六番地

静岡県士族

目賀田種太郎 ㊟

麴町区中六番町四番地

高知県士族

山下雄太郎 ㊟

神田区錦町一丁目六番地

鹿児島県士族

田尻稻次郎 ㊟

小石川区金富町四十六番地

東京府士族

駒井重格 ㊟

小石川区金富町四十六番地

東京府知事 松田道之殿

学務委員

木寺安敦 ㊟

前書之通上申ニ付致奥印候也

京橋区長 江塚庸謹 ㊦

（史料2） 明治十六年七月

規則

教旨

第一條 当校ハ邦語ヲ以テ、経済学・法律学ヲ教授スル所トス

教則

第二條 授業ハ都テ講義ヲ以テス

第三條 修業年限ヲ三ヶ年トシ、毎一年ヲ一級トス

第四條 一学年ヲ分ツテ前後ノ二期トス

前期 九月十六日ヨリ十二月二十五日ニ至ル

後期 一月十六日ヨリ七月十日ニ至ル

第五條 学科ヲ分テ、経済・法律ノ二トス、其目左ノ如シ

但、本文ノ二学科ハ之ヲ兼修スルヲ得

経済学

第一年前期 経済原論 貨幣論 経済要論 歴史

第一年後期 経済原論 応用経済 貨幣論 経済要論

歴史

第一年前期 銀行誌 外国為換 経済考徴 貿易論

外国貿易原理

第一年後期 銀行誌 銀行史 経済考徴 租税論 経済史

第三年前期 租税論 国債論 商業史 世態学 政治学

第三年後期 国債論 商業史 予算論 官有財産論

世態学 弁論学

法律学

第一年前期 法律初歩 契約法 私訴犯法 売買法

身分法 財産法 歴史

第一年後期 契約法 私訴犯法 売買法 刑法大意

組合商業並会社法 代理法並受托法 歴史

第二年前期 海上法 万国公法 証拠法 治罪法

日本刑法 流通証書

第二年後期 海上法 仏国契約法 憲法 治罪法

日本刑法 万国私法 日本現行訴訟法

第三年前期 海上保険法 法理 米国訴訟法 平等法

政治学 世態学 立法論

第三年後期 海上保険法 法理 強認法 羅馬法 弁論学

世態学 外交論

但、右科目ノ外、毎月二回訴訟演習、治罪演習ヲ為ス

第六條 前條ノ各学科ヲ卒へ、其試験ヲ完フスル者ニハ卒業証書ヲ

授与ス

第七條 毎月第一ノ日曜日ニ於テ生徒ノ討論会ヲ開キ、第三ノ日曜

日ニ於テ特別講義ヲナス

第八條 授業時間ハ時宜ニ応シテ之ヲ定ムト雖、各級毎週六時間ヨ

リ少ナカラス

但、当分経済科ハ午後三時半ヨリシ、法律科ハ六時十五分ヨリス

第九條 毎期ノ終リ試験ヲ行ナヒ、前後二期ノ試験点数ヲ合セ、満点百ニ付六十点以上ヲ得ル者ヲ及第トス

但、及第セサル者ハ元級ニ留ム

入校退校

第十條 毎年九月ヲ以テ入校ノ期トス

但、時宜ニ由リ、臨時入校ヲ許スコトアルベシ

第十一條 入校ヲ請フ者ハ、其年齢滿十八年以上ニシテ、左ノ試験ニ及第スルニアラサレハ之ヲ許サス

但、中学初等科卒業以上ノ者ハ此限ヲラス

第一読書 購読

国史略・十八史略・日本外史・日本政記・史記等ノ内

第二作文 仮名交リ文

記事、若クハ論文

第十二條 入校志願者ノ便宜ニ依リ、入校ノ際試験ヲ要セス、又定期ノ試験ヲナサスシテ員外生トナルコトヲ得ヘシ

但、年齢十八年未滿ノ者ハ之ヲ許サス

第十三條 員外生ニハ卒業証書ヲ授与セス

第十四條 入校セント欲スル者ハ、毎月廿五日迄ニ塾監局ヘ申出ヘシ

但員外生 ハ入校ノ定日ニ拘ハラズ便宜 塾監局ヘ申

出、其許可ヲ受クベシ

第十五條

入校ノ許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ニ準シ、入校証ヲ認め、東京住居ノ父兄、若クハ世話人ニテ身元確實ナル者ヲ以テ、身元引受人トナスベシ

入校証(用紙証券界紙)

何府(眞郡)何町

(村)何番地族籍

姓

名

何年何月何日生

右ハ今般御校ヘ入校致ス上ハ、本人ニ関スル事件ハ一切拙者引受ケ、決シテ御迷惑相掛申間敷候、仍而証書如件

何区何町何番地何某方

書如件

何区何町何番地寄留(若シクハ本籍)

族 籍

明治 年月日 身元引受人 姓名印

専修学校御中

第十六條

退校セント欲スル者ハ、其旨塾監局ヘ申出ツヘシ、然ル時ハ幹事ヨリ身元引受人ヘ入校証ヲ返却スルヲ以テ退校ノ証トス

第十七條

断リナク欠席ニヶ月以上ニ及フ時ハ退校ト見做シ、除名スベシ

但、欠席ノ断ヲ為スト雖トモ、五ヶ月以上欠席スルト
キハ、亦同シ

大祭日及日曜日

第十八条 一旦退校シテ、再ヒ入校ヲ請フ時ハ、更ニ入校ノ手續キ
ヲ經ヘシ

校主

小川盛重

学費

講師

第十九條 入校スル者ハ束脩トシテ金一円ヲ納ムヘシ

法律科

相馬永胤

第二十條 月謝ハ一科ヲ修ムル者ハ金一円、二科ヲ兼修ノ者ハ金一
円五十錢トス

経済科

田尻稻次郎

但、毎月ノ初メ、三日内ニ納ムシ

法律科

目賀田種太郎

但、毎月ノ初メ、三日内ニ納ムシ

経済科

駒井重格

第二一條 毎年十一月ヨリ四月マテ、校中雜費トシテ一ヶ月金十五
錢ヲ納ムヘシ

法律科

高橋健三

但、毎月ノ初メ、三日内ニ納ムシ

法律科

中隈敬三

第二二條 仮令欠席月余ニ至ルモ常額ノ月謝校費ヲ納ムヘシ

法律科

松野貞一郎

雜則

全

合川正道

第二三條 寄宿ヲ請フ者ハ、塾舎ノ都合ニヨリ許可スヘシ

全

鈴木充美

第二四條 生徒、若クハ身元引受人住居ヲ転スル時ハ、其町名番地
ヲ塾監局ヘ申出ツヘシ

嘱托講師

应当融

ヲ塾監局ヘ申出ツヘシ

法律科

河上謹一

第二五條 身元引受人、若シ東京外ヘ転居スル時ハ、別ニ身元引受
人ヲ立テ、入校証ヲ引換フヘシ

法律科

山本謙三

人ヲ立テ、入校証ヲ引換フヘシ

法律科

山本謙三

第二六條 休業期日ハ左ノ如シ

特別講義員

十二月二十六日ヨリ一月十五日ニ至ル

冬季休業

四月一日ヨリ同月七日ニ至ル

春季休業

七月十一日ヨリ九月十五日ニ至ル

夏季休業

寺田勇吉

杉山和夫

鳩山和夫

其他

第六款

入学・退学及寄宿舎規則左之通り

第一 毎年九月ヲ以テ入校之期トス 但時宜ニヨリ臨時入校ヲ許スコトアルベシ

第二 入校ヲ請フ者ハ、年齢滿十八年以上ニシテ、左之試験ニ及第スルニ非ラサレハ之ヲ許サス

但中学初等科卒業以上ノ者ハ此ノ限ニ非ス

第一 読書購読

国史略、十八史略、日本外史、政記史等之内

第二 作文、但仮名交リ

記事、若クハ論文

第三 入校志願者ノ便宜ニ依リ、入校ノ際試験ヲ要セス又定期ノ試験ヲナサシテ、員外生トナルコトヲ得ヘシ

但シ、年齢十八年未滿ノ者ハ之ヲ許サス

第四 員外生ニハ卒業證書ヲ授与セス

第五 入校スル者ハ束脩トシテ金一円ヲ納ムヘシ

第六 退学セント欲スル者ハ、其旨塾監局ヘ申出ツヘシ、然ルトキハ幹事ヨリ身元引受人ヘ入校証ヲ返却スルヲ以テ退校ノ証トス

第七 入塾ヲ請フ者ハ証券界紙ニ入塾証ヲ認メ、身元確實ナル者ヲ以テ保証人トシ、塾監局ヘ差出スヘシ

第八 外出スル者ハ午後十時迄ニ歸塾スヘシ、十時後ハ

(史料3) 明治十六年十月

開申書

第一款 本校ハ邦語ヲ以テ、経済学・法律学ヲ教授シ、速成ヲ期ス

第二款 位置 東京神田区中猿樂町四番地

校名 専修学校

第三款 学科課程及教科書ハ別紙甲号表之通り、但教授ハ都テ口授ナルヲ以テ、教科書ヲ用ヒス、且ツ教授ニ用ユルノ用書無之候

第四款 学期ハ九月十五日ヨリ十二月廿五日迄ヲ前期トシ、一月十六日ヨリ七月十日迄ヲ後期トス 授業時間ハ一人ニ付

二時トス 而テ開校時間ハ毎日午後三時十五分ヨリ五時

三十分、同六時十五分ヨリ八時十五分迄ノ四時間トス

日数ハ前期六十六日、後期百五十一日トス

第五款 試業ハ十二月・七月ノ兩度トシ、一科最高点ヲ百点トシ、

各科合計平均シ其五分ノ三以上ノ者ヲ及第トス

休日ハ(十二月廿六日ヨリ)冬期休業、(四月一日ヨリ)春季休業トス(七月十五日マテ)夏季休業トス 外大

祭日及日曜日

門ヲ開カス

第七款 入学生徒ノ学力ハ第六款中第二項ニ掲載仕候

生徒ハ五百名ヲ予定ノ人員トス

第八款 教員九名 学力（経済学士三名
法律学士六名）

俸給ハ総テ無給タルコト

第九款 訓戒ハ退校ヲ命スルニ止マル 破毀物償還規則ハ未タ無
之候

第十款 敷地百坪 建坪七拾八坪

第十一款 授業料ハ一科ヲ修ムル者ハ月謝金二円、二科ヲ兼修スル
者ハ一円五十銭

第十二款 一ヶ年経費

収入金額 貳千貳百五十円

支出金額 千三百五十円

教科書ハ都テ口授ニシテ用書ナシ 故ニ乙号表無之候

通計	科律法				科済経				科学				期学			
	二	一	一	一	二	一	一	二	時	十二	時間	教授		毎週		
科目十一	歴史	財産法	身分法	私訴犯法	契約法	法律初歩	歴史	経済要論	貨幣論	経済原論	六十六日	授業日数	九日	月数三ヶ月	前期	第一 年
科目十一	歴史	会社法	組合商業並	刑法大意	私訴犯法	契約法	歴史	経済要論	貨幣論	経済原論	百五十一日	教授日数	廿五日	月数五ヶ月	後期	
科目十一	流通証書	日本刑法	治罪法	証拠法	万国公法	海上法	外国貿易原理	貿易論	經濟考徴	外国為換	銀行誌	ニ同シ	第一年	前期	第二 年	
科目十一	万国公法	日本刑法	治罪法	憲法	万国契約法	海上法	經濟史	租稅論	銀行史	銀行誌	ニ同シ	第一年	後期			
科目十一	立法論	世態学	政治学	平等法	米国訴訟法	海上保險法	政治学	世態学	商業史	国債論	租稅論	ニ同シ	第一年	前期	第三 年	
科目十三	外交論	世態学	弁論学	羅馬法	強認法	海上保險法	弁論学	世態学	官有財産論	商業史	国債論	ニ同シ	第一年	後期		

(史料4) 明治十八年三月
(学則部分は史料2と同文のため略)

校主	小川盛重
講師	
法律科	不在
経済科	相馬永胤
法律科	田尻 稻次郎
経済科	目賀田 種太郎
法律科	駒井重格
経済科	鳩山和夫
法律科	高橋 健三
経済科	中隈 敬三
法律科	不在
法律科	松野 貞一郎
法律科	合川 正道
法律科	鈴木 充美
法律科	増嶋 六一郎
嘱託講師	
法律科	山本 謙三
経済科	荻原 朝之助
法律科	和田垣 謙三
法律科	阪谷 芳郎

法律科

井上 操

全

渡邊 安積

全

秋月 左都夫

全

藤田 隆三郎

(史料5) (明治二十年一月)

専修学校

其校、今般特ニ帝国大学総長ノ監督ニ属セラル、旨、文部大臣ヨリ被相達候條、其旨相心得ヘシ

但、文部大臣ヨリ帝国大学ニ達セラレタル私立法律学校特別監督條規一部ヲ交附ス

明治十九年十二月二日

東京府知事 高崎五六

帝国大学

東京府下ニ設置ノ私立法律学校ニシテ、適當ニト認ムルモノヲ択ヒ、左ノ條規ニ依リ、特ニ大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアル可シ

明治十九年八月廿五日

文部大臣 森有礼

私立法律学校特別監督條規

第一條 文部大臣ハ東京府下ニ於テ、適當ナリト認ムル私立法律学

校ヲ択ヒ、特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコト

アルヘシ

但、本文ノ学校ト雖、尚一般私立学校ノ例ニ依リ、地方官ノ管理ヲ受クヘキハ勿論タルヘシ

第二條

帝国大学総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ、必要ノ普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ、三年以上ノ課程ヲ以テ、左ノ三科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ

但、各科ニ掲クル法律中、帝国ニ於テ既ニ制定・頒布アリタルモノハ、主トシテ之ヲ教授シ、外国法ハ傍ラ之ヲ对照スヘキモノトス

仏蘭西法律科

第一年

法学通論

民法(人事篇)

私権、身分証書、住所、失踪、婚姻、離

婚、父タルコト、養子父権、幼者、後見、

丁年者、禁治産、裁判上ノ補佐人

同 (財産篇)

財産區別、所有權、収束權、地役

刑法

第二年

民法 時効、契約、売買、交換貸貸借、附托、偶生契約、

代理、和解、会社

訴訟法 治罪法

第三年

民法 保証、質、書入質、先取權、相続、贈遺、遺囑、

婚姻、財産、契約

商法 擬律裁判

独乙法律科

第一年

法学通論 民法人権 同物權 刑法

第二年

民法 契約、親族、財産、相続

商法 裁判所構成法 治罪法

第三年

訴訟法 海上法 為替法 保險法 破産法 擬律裁判

英吉利法律科

第一年

法学通論 契約法 私犯法 代理法 刑法

第二年

親族法 組合、会社法 動産委托法 売買法 財産法

治罪法

第三年

財産法 破産法 証拠法 保險法 訴訟法 流通証書

商船法 擬律裁判

第三條

帝国大学総長ノ監督ニ属スル私立法律学校ノタメニ、帝国大学総長ハ法科大学職員ノ中ヨリ委員ヲ選定シ、常時及試

驗ノ時ニ於テ該学校ヲ臨監セシムルモノトス

第四條 該私立法律学校々主ハ、毎月三日迄ニ其月ノ課業時間割表ヲ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第五條 該私立法律学校ニ於テ、定期試験ヲ行フトキハ、少クトモ三日以前ニ校主ヨリ其科目及時間割表ヲ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第六條 該私立法律学校ニ於テハ、毎定期試験後、二週間内ニ其成績表ヲ製シ、校主ヨリ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第七條 該私立法律学校ノ卒業生ニシテ、帝国大学総長ニ於テ優等ナリト認めタル者ハ、法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上、更ニ試問ヲ為スルコトアルヘシ、此場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及第証書ヲ交付スヘシ

第八條 帝国大学総長ハ委員ノ報告ニ因リ、該私立法律学校々主ニ学科課程及教授法等ノ改正ヲ諭告スルコトアルヘシ

今般、私立法律学校特別監督條規ニ依リ、私立法律学校監督委員ヲ置キ、委員法科大学教授・穂積陳重ヲシテ其校監督ヲ担任セシメ候條、此旨相心得ヘシ

明治十九年十二月三日 帝国大学総長 渡邊洪基

規則

教旨

第一條 当校ハ邦語ヲ以テ、經濟・法律学ヲ教授スル所トス

教則

第二條 教授ハ都テ講義ヲ以テス

第三條 修業年限ヲ三ヶ年トシ、毎一年ヲ一級トス

第四條 一学年ヲ分ツテ前後ノ二期トス

前期 九月十六日より翌二月十五日ニ至ル
後期 二月二十三日より七月十日ニ至ル

第五條 学科ヲ分テ、經濟・法律ノ二トス、其目左ノ如シ

但、本文ノ二学科ハ之ヲ兼修スルヲ得

經濟学

第一年前期

經濟大意 經濟原論 貨幣論 經濟要論 經濟調和論

歴史 簿記学

第一年後期

經濟原論 応用經濟 貨幣論 經濟要論 金融論 歴史

簿記学

第二年前期

銀行誌 外国為換 經濟考徴 貿易論 外国貿易原理

簿記学

第二年後期

銀行誌 銀行史 經濟考徴 租税論 經濟史

經濟沿革論 簿記学

第三年前期 租税論 国債論 商業史 世態学 政治学

論理学

第三年後期 国債論 商業史 予算論 官有財産論

世態学 弁論学

法律学

第一年前期 法学通論 契約法 私犯法 売買法 親族法

刑法

第一年後期 法学通論 契約法 私犯法 売買法 刑法

代理法

第二年前期 組合法 動産委托法 証拠法 財産法

治罪法 訴訟法 擬律擬判

第二年後期 会社法 財産法 証拠法 流通証書 訴訟法

治罪法 平等法 擬律擬判

第三年前期 財産法 保險法 商船法 破産法 法理

羅馬法 擬律擬判

第三年後期 財産法 保險法 商船法 破産法 法理

羅馬法 擬律擬判

第六條 法律科ニ於テハ科外講義ヲ為ス、其目左ノ如シ

歴史 万国公法 万国私法 論理学 政治学 立法論

強認法 弁論学

第七條 法律科ニ於テハ、臨時討論会ヲ開クコトアルヘシ

第八條 授業時間ハ時宜ニ応シテ之ヲ定ムト雖、各級毎週六時間ヨ

リ少ナカラス

第九條 毎期ノ終リ試験ヲ行ナヒ、前後二期ノ試験点数ヲ合セ、満

点ヲ一百トシ、各科四十点、全科平均六十点以上ヲ得ル者

ヲ及第トス

但、及第セサル者ハ元級ニ留ム

第十條 第五條ノ各学科ヲ卒ヘ、其試験ヲ完フスル者ニハ卒業証書

ヲ授与ス

入校退校

第十一條 毎年九月ヲ以テ入校ノ期トス

但、時宜ニ由リ、臨時入校ヲ許スコトアルヘシ

第十二條 入校ヲ請フ者ハ、其年齢滿十八年以上ニシテ、左ノ試験

ニ及第スルニアラサレハ、之ヲ許サス

但、尋常中学卒業以上ノ者ハ此限ニアラス

国語 漢文 数学(四則、分数、比例) 地理 歴史

第十三條 入校志願者ノ便宜ニ依リ、入校ノ際試験ヲ要セス、又定

期ノ試験ヲナサスシテ員外生トナルコトヲ得ヘシ

但、年齢十八年未滿ノ者ハ之ヲ許サス

第十四條 員外生ハ卒業証書ヲ授与セスト雖、本人ノ望ニ由リ三ヶ

年ノ課程ヲ了ヘタルモノハ、試験ヲナシ、其及第証書ヲ

附与スヘシ

第十五條 員外生ニシテ三ヶ年ノ課程ヲ学ヒタルモノハ終身本校ノ

校友トナスヘシ

第十六條 入校ノ許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ニ準シ、入校証ヲ認め、

東京住居ノ父兄、若クハ世話人ニテ身元確實ナル者ヲ以テ、身元引受人トナスヘシ

入校証(用紙美濃一銭印紙貼用)

何府(県) 何郡何町(村) 何番地族籍

姓 名

何年何月何日生

何区何町何番地何某方

右ハ今般御校へ入学致ス上ハ、本人ニ関スル事件ハ一切、拙者引受ケ、決シテ御迷惑相掛申間敷候、仍而証書如件

何区何町何番地(寄留若クハ本籍)

族 籍

明治 年 月 日 身元引受人 姓 名印

専修学校御中

第十七條 退校セント欲スル者ハ、其旨塾監局へ申出ツヘシ

第十八條 断リナク欠席三ヶ月以上ニ及フ時ハ退校ト見做シ、除名スヘシ

但、欠席ノ断ヲ為スト雖トモ、四ヶ月以上欠席スルト

キハ、亦同シ

第十九條 一旦退校シテ、再ヒ入校ヲ請フ時ハ、更ニ入校ノ手続キ

ヲ経ヘシ

学費

第二十條 入校スル者ハ束脩トシテ金一円ヲ納ムヘシ

第廿一條 月謝ハ一科ヲ修ムル者ハ金八十銭、二科ヲ兼修スル者ハ

金一円二十銭トス

但、出校ノ多少ニ拘ハラズ、毎月ノ初メ、三日内ニ納

ムヘシ

第廿二條 毎月、校中雜費トシテ金十銭宛ヲ納ムヘシ

第廿三條 無断ニシテ欠席月余ニ至ルモ常額ノ月謝校費ヲ納ムヘシ

雜則

第廿四條 寄宿ヲ請フ者ハ、塾舎ノ都合ニヨリ許可スヘシ

第廿五條 生徒、若クハ身元引受人住居ヲ転スル時ハ、其町名番地

ヲ塾監局へ申出ツヘシ

第廿六條 身元引受人、若シ東京外へ転居スル時ハ、別ニ身元引受

人ヲ立テ、入校証ヲ引換フヘシ

第廿七條 休業期日ハ左ノ如シ

十二月二十六日より一月十五日ニ至ル 冬季休業

二月十六日より同月二十二日ニ至ル 春季休業

七月十一日より九月十五日ニ至ル 夏季休業

大祭日及日曜日

校主

相馬永胤

講師姓名

法律科

米国法律学士 相馬永胤 米国法律学士 目賀田種太郎

米国法律学士 鳩山和夫 高橋健三

法学士 松野貞一郎 法学士 合川正道

法学士(不在) 鈴木充美 法学士 高橋捨六

パリストル

法学士 増嶋六一郎

経済科

米国文学士 田尻穠次郎 駒井重格

文学士 中隈敬蔵

法律科

嘱托講師姓名

山本謙三 法学士 藤田四郎

法学士 岡山兼吉 法律学士 内藤直亮

法学士 大谷木備一郎 法科大学卒業生 岡野敬次郎

法科大学卒業生 榊原幾久若 法科大学卒業生 羽生顯親

今村信行 岩田武儀

法学士 江木衷 法科大学卒業生 戸水寛人

経済科

文学士 和田垣謙三 文学士 阪谷芳郎

文学士 坪井九馬三 文学士 長崎剛十郎

文学士 土子金四郎 文学士 村上祐

文学士 堀内正善 文学士 加藤彰廉

文学士 濱田健次郎

(史料6)(明治二十年九月)

規則

教旨

第一條 当校ハ邦語ヲ以テ、經濟・法律学ヲ教授スル所トス

教則

第二條 教授ハ都テ講義ヲ以テス

第三條 修業年限ヲ三ヶ年トシ、毎一年ヲ一級トス

第四條 一学年分ツテ前後ノ二期トス

前期 九月十六日より翌年二月十五日ニ至ル

後期 二月二十三日より七月十日ニ至ル

第五條 学科ヲ分テ、經濟・法律ノ二トス、其目左ノ如シ

但、本文ノ二学科ハ之ヲ兼修スルヲ得

經濟学(純正、応用、財政及附属ノ学科)

第一年前期 經濟大意 經濟原論 貨幣論 經濟要論

經濟調和論 歴史 簿記学

第一年後期 經濟原論 応用經濟 貨幣論 經濟要論

第二年前期 金融論 經濟論法 歴史 簿記学
銀行誌 外国為換 經濟考徴 外国貿易原理
統計学 簿記学

第二年後期 銀行誌 經濟考徴 租税論 国債論
經濟沿革論 統計学 政治学 簿記学

第三年前期 租税論 国債論 商業史 世態学 行政学
商業史 予算論 官有財産論 世態学

第三年後期 行政学 会計法
論理学 弁論学

科外

法律学
第一年前期 法学通論 契約法 私犯法 売買法 親族法
刑法 動産委托法

第一年後期 法学通論 契約法 私犯法 売買法 刑法
代理法 組合法

第二年前期 証拠法 財産法 治罪法 訴訟法 会社法
流通証書 憲法 擬律擬判

第二年後期 証拠法 財産法 治罪法 訴訟法 平等法
政治学 擬律擬判

第三年前期 財産法 保險法 商船法 破産法 法理
行政学 國際法 擬律擬判

第三年後期 財産法 保險法 商船法 破産法 法理
行政学 國際法 擬律擬判

科外 歴史 論理学 立法論 強認法 羅馬法
弁論学

第二條 法律科ニ於テハ臨時討論会ヲ開クコトアルヘシ

第七條 授業時間ハ時宜ニ応シテ之ヲ定ムト雖、各級毎週六時間ヨ
リ少ナカラス

第八條 毎期ノ終リ試験ヲ行ナヒ、前後二期ノ試験点数ヲ合セ、満
点ヲ一百トシ、各科四十点、全科平均六十点以上ヲ得ル者
ヲ及第トス

但、及第セサル者ハ元級ニ留ム

第九條 第五條ノ各学科ヲ卒ヘ、其試験ヲ完フル者ニハ卒業証書
ヲ授与ス

入校退校

第十條 毎年九月ヲ以テ入校ノ期トス

但、時宜ニ由リ、臨時入校ヲ許スコトアルヘシ

第十一條 入校ヲ請フ者ハ、其年齡滿十八年以上ニシテ、左ノ試験
ニ及第スルニアラサレハ之ヲ許サス

但、尋常中学卒業以上ノ者ハ此限ニアラス

第十二條 入校志願者ノ便宜ニ依リ、入校ノ際試験ヲ要セス、又定
期ノ試験ヲナサスシテ員外生トナルコトヲ得ヘシ

但、年齡十八年未滿ノ者ハ之ヲ許サス

第十三條 員外生ハ卒業証書ヲ授与セスト雖、本人ノ望ニ由リ三ヶ

年ノ課程ヲ了ヘタルモノハ、試験ヲナシ、其及第証書ヲ
附与スヘシ

第十四條 員外生ニシテ三ヶ年ノ課程ヲ学ヒタルモノハ終身本校ノ

校友トナスヘシ

第十五條 入校ノ許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ニ準シ、入校証ヲ認め、

東京住居ノ父兄、若クハ世話人ニテ身元確實ナル者ヲ以
テ、身元引受人トナスヘシ

入校証(用紙美濃一錢印紙貼用)

何府(県) 何郡何町(村) 何番地族籍

姓 名

何年何月何日生

何区何町何番地何某方

右ハ今般御校へ入学致ス上ハ、本人ニ関スル事件ハ一

切、拙者引受ケ、決シテ御迷惑相掛申間敷候、仍而証

書如件

何区何町何番地(寄留若クハ本籍)

族 籍

明治 年 月 日 身元引受人 姓 名印

専修学校御中

第十六條 退校セント欲スル者ハ、其旨塾監局へ申出ツヘシ

第十七條 断リナク欠席三ヶ月以上ニ及フ時ハ退校ト見做シ、除名

スヘシ

但、欠席ノ断ヲ為スト雖トモ、四ヶ月以上欠席スルト
キハ、亦同シ

第十八條 一旦退校シテ、再ヒ入校ヲ請フ時ハ、更ニ入校ノ手續キ

ヲ經ヘシ

学費

第十九條 入校スル者ハ束脩トシテ金一円ヲ納ムヘシ

第二十條 月謝ハ一科ヲ修ムル者ハ金八十錢、二科ヲ兼修スル者ハ

金一円二十錢トス

但、出校ノ多少ニ拘ハラズ、毎月ノ初メ、三日内ニ納

ムヘシ

第廿一條 毎月、校中雜費トシテ金十錢宛ヲ納ムヘシ

第廿二條 無断ニシテ欠席月余ニ至ルモ常額ノ月謝校費ヲ納ムヘシ

雜則

第廿三條 寄宿ヲ請フ者ハ、塾舎ノ都合ニヨリ許可スヘシ

第廿四條 生徒、若クハ身元引受人住居ヲ転スル時ハ、其町名番地

ヲ塾監局へ申出ツヘシ

第廿五條 身元引受人、若シ東京外へ転居スル時ハ、別ニ身元引受

人ヲ立テ、入校証ヲ引換フヘシ

第廿六條 休業期日ハ左ノ如シ

十二月二十六日ヨリ一月十五日ニ至ル 冬季休業

二月十六日ヨリ同月二十二日ニ至ル 春季休業

七月十一日ヨリ九月十五日ニ至ル 夏季休業

大祭日及日曜日

校主
幹事

高橋捨六
相馬永胤

校外員規則

第一章 講義筆記

第一條 遠隔ノ地方ニ在リ、又ハ業務ノ為メ參校シテ講義ヲ聴クコ

ト能ハサルモノ、便ヲ計リ、校外員ノ制ヲ設ケ、本校講師
ノ講義ヲ筆記・印刷シテ之ヲ頒ツモノトス

第二條 講義筆記ハ法律・經濟ノ二科トナシ、各科ノ講義筆記ヲ分
ツテ、第一等級講義筆記、第二等級講義筆記、第三等級講
義筆記ノ三種トス

但、初年ハ第一等級講義筆記ノミヲ発行シ、順次第二年、

第三等級講義筆記ニ及フモノトス

第三條 各講義筆記ハ每週一回發兌スルモノトシ、法律科・經濟科
共第一等級講義筆記ハ毎月曜日之ヲ發兌ス

但、各科第二年、第三等級講義筆記發兌ハ、發兌年度ニ
至リ定ムルモノトス

第四條 講義筆記ノ紙数ハ一冊五十ページ内外トス

第五條 講義筆記ハ各専門科講義ヲ記載スルノ外、本校ニ関スル記
事及広告類ヲ掲載スルモノトス

第二章 校外員

第六條 本規則ニ從ヒ、校外員タラント欲スルモノハ、何人ヲ

問ハス、試験ヲ要セス、何時ニテモ之ヲ許スモノトス

第七條 校外員タラント欲スルモノハ、其修メントスル法律科、或
ハ經濟科、若シハ両科兼修ノ旨及其氏名・族籍・住所ヲ詳
記シ、入校金并月謝金ヲ添へ申込ムモノトス

但、居所ヲ転シタルトキハ、新旧ノ住所ヲ詳記シテ通知
スヘシ

第三章 校友

第八條 校外員ニシテ、三ヶ年ノ課程ヲ完フシタルモノハ、本人ノ

望由リ、本校ニ於テ試験ヲナシ、其及第証ヲ附与スルモノ
トス

但、試験ノ期節ハ講義筆記ニ於テ告知スヘシ

第九條 三ヶ年間統テ校外員トナリ、学科ヲ修メタル者ハ終身本校
ノ校友ト為シ、之レニ校友証ヲ交付スルモノトス

第十條 本校ノ校友証ヲ有スル者ハ、終身本校ニ出入スルコトヲ得
ヘシ

第十一條 本校ノ校友タル者ハ、其修メタル学科ニ付質疑ヲ為スコ
トヲ得ヘシ

第四章 入校金月謝金

第十二條 校外員ハ入校金五十錢ヲ納ムルモノトス

第十三條 校外員ハ一科専修月謝金五十錢、両科兼修ハ金九十錢ヲ
前月中ニ納ムヘシ

但、数ヶ月分前納スルモ妨ケナシ

第十四條 入校金及月謝金ヲ領収スルトキハ、其翌月ヨリ講義筆記

ヲ配付スルヲ以テ、別ニ領収証ヲ送付セス、若シ翌月初旬ノ発行期日十五日ヲ過キテ、講義筆記到着セサルトキハ、其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ

但、月謝金ヲ前納セサルモノヘハ講義筆記ヲ配付セス

第十五條 本人ノ都合ニヨリ校外員ヲ辞シタルトキ、既ニ受領シタル月謝金ノ残余アレハ、之ニ対スル講義筆記ヲ送付シ、現金ヲ以テ返還ヲナス

第十六條 月謝金ノ不納一ヶ月以上ニ及フトキハ、校外員タルコト

ヲ廢シタルモノト見做スモノトス、故ニ講義筆記ノ再送ヲ請フモノハ更ニ校外員タルコトノ手續ヲナスヘシ

第十七條 入校金・月謝金ノ送付方ハ郵便小為替、又ハ郵便為替(為替ハ神田、下谷、又ハ牛込郵便局受取、又ハ銀行為替ヲ以テ送付スヘシ

但、通運会社ニ托シ、現金ヲ以テ送付スルモノハ配達料一銭ヲ添ヘ払込ヘシ

第五章 校外員質問

第十八條 講義筆記ニ登載シタル事柄ニ付疑義アルトキハ、通信ヲ以テ質問スルコトヲ得

但、法律科中疑律疑判ニ付テハ、質問スルコトヲ得ス

第十九條 質疑信書ニハ法律科、又ハ経済科講義筆記ノ号数・科目・

丁数ヲ示シ、疑問ノ要点ヲ明ニ記載スヘシ

第二十條 質疑ノ答弁ハ講義筆記々載ノ都合ニ依ルヲ以テ、其種類ニ依リ答弁セサルコトアルヘシ

第廿一條 質疑及答弁ハ法律科・経律科ヲ區別シ、時々各講義筆記ノ紙末ニ登録スルモノトス

第廿二條 質疑信書ハ法律科、又ハ経済科質問ト認め、質疑者ノ姓名・住所ヲ明記シ、本校講義筆記編輯掛ヘ宛テ郵送スヘシ

講義筆記学科目

法律科

第一年 法学通論 契約法 私犯法 売買法 親族法

刑法 動産委托法 代理法 組合法

証拠法 財産法 治罪法 訴訟法 会社法

流通証書 憲法 平等法 政治学 疑律疑判

財産法 保險法 商船法 破産法 法理 行政学

國際法 疑律疑判

歴史 論理学 立法論 強認法 羅馬法 掌論

科外

第一年 經濟大意 經濟原論 貨幣論 經濟要論

經濟調和論 応用經濟 經濟論法 銀行論 簿記学

第二年 銀行論 外国為換 經濟考徴 外国貿易原理

国債論 經濟沿革論 政治学
第三年 国債論 租税論 商業史 予算論 官有財産論
世態学 行政学
科外 論理学 弁論学
但、科外ハ法律・經濟両科共、講義筆記ノ都合ニヨリ記載セ
サルモノアルヘシ